

PFI (Private Finance Initiative) の有効性に関する一考察

岸 道 雄

はじめに

- I. PFI の現状
- II. PFI の仕組みと利点
- III. PFI に対する批判と PFI の問題点
- IV. 考察

はじめに

我が国において、いわゆる PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が施行されて 11 年以上が経つ。イギリスでの経験を踏まえて、民間資金の活用、民間の技術力、創意工夫を有形固定資産建設を伴う公共サービスにも適用するという PFI 事業は、2010 年 6 月 30 日現在、国、地方公共団体等で実施方針等が公表されたもので 366 件¹⁾ になっている。また、日本がモデルとしたイギリスのみにとどまらず、ヨーロッパ諸国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ等の英連邦諸国においても Public Private Partnerships (PPPs) 等の名称でインフラ事業において民間資金を用いて建設するといったことが幅広く行われている。

しかしながら、PFI に対する問題点の指摘も多い。例えば、尾林・入谷（2009）は、「今こそ多くの失敗事例によって PFI 「神話」 が崩壊していることをありのままにみて、PFI の採用の検討は慎重の上にも慎重に行うべきであるし、長期間にわたる公共施設管理運営者は、行政・地方自治体の直営を基本とするよう、法的にも対応がなされるべきである」としている。²⁾

上記のように日本を含め多くの国が PFI（もしくは PPPs）といった民間資金を利用した有形固定資産建設を伴う公共サービスの提供を推進している一方で国内、海外を問わず、PFI（PPPs）手法に対する批判も根強い。

こうした点を鑑みて、本稿は PFI のメリット、デメリットを整理した上で、主に批判の対象となっている PSC（Public Sector Comparator）を用いた VFM（Value for Money）テストのあり方と民間資金の利用について考察を行い、今後の PFI 手法における改善の方向を示すこととしたい。

I. PFIの現状

日本において、1999年にPFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が施行されて11年以上が経つ。日本におけるPFIは当初国の景気対策の一つとして位置付けられたこともあり、その仕組みについて必ずしも十分に理解されているとは言い難かった。しかし、その後PFI法施行により、民間資金の活用、民間の技術力や創意工夫力を有形固定資産建設を伴う公共サービスにも適用し、公共サービスの効率性と有効性の向上を図るというPFI本来の仕組みと目的が次第に理解され、PFI事業も増加し、上記の通り、2010年6月30日現在、国、地方公共団体等で実施方針等が公表されたものが366件に上っている。また、「国、地方公共団体等で実施方針等が公表された366件のうち、事業者決定等により公共負担額が決定したものは、240件、2兆9,887億円の事業規模で、総額6,618億円のVFMがあり、PFI導入によって、国、地方公共団体等を通じた国全体の財政再建に寄与」³⁾したとされている。

PFI導入に際して日本がモデルとしたイギリスにおいても、PFIは2010年2月時点で667プロジェクト、総額564億6千9百万ポンドの資本価値に達している。⁴⁾ また、OECD（2008）によると、日本、イギリス以外にフランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ポルトガル、アイルランド、ハンガリー等のヨーロッパ諸国、アメリカ、オーストラリア、カナダ、韓国等においてもPPPsという名称でPFIと同様の取り組みが行われているとのことである。

民間資金、民間の技術力、創意工夫等を活用した有形固定資産、例えば道路などのインフラ資産の建設を伴う公共サービスの提供にPFI（あるいはPPPs）が幅広く用いられている実態がうかがえる。

II. PFIの仕組みと利点

1. PFIの仕組み

まずPFIの仕組みを簡単に確認しておく。なお、本稿で取り上げた海外諸国で実施されているPPPsもPFIとほぼ同様の仕組みであることから、以下PFIという名称に統一して議論することとしたい。

PFIとは、「公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法」である。⁵⁾ 内閣府によれば、「民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法で実施」するとしている。すなわち、PFIを用いる目的は、公共施設等の有形固定資産建設を伴う公共サービス費用の削減とサービスの質の改善を行うことである。コスト削減と質の向上を合わせた概念としてVFM（Value for Money）という言葉が使われるが、言い換えれば、PFIの目的は公共サービス提供においてより高いVFMを得ることと言える。ただし、後に述べるように、公共部門（国・地方自治体）が中心となって事業を実施した場合の費用であるPSCとPFIで事業を実施した場合の費用を比較して、PFIの方が費用

削減が見込まれると判断された場合、従来方式の費用よりも削減される費用分を VFM と呼ぶ。

2. PFI のメリット

PFI の主な特徴とメリットは次の通りである。⁶⁾

(1) 資金調達、設計、建設、管理運営の一体化とライフ・サイクル・コストでの事業判断

イギリス財務省下に置かれていた Private Finance Panel の 1995 年の文書によると、PFI において What (どのようなサービスが必要か) は政府が決め、それを実現する How (どのように実現するか) について民間に任せる仕組みとの説明がある。⁷⁾ 設計、建設等事業の各段階で異なる実施主体に任せ、それぞれの段階のみの責任を負わせる体制ではなく、事業期間全体を管理運営する枠組みを設定する。これにより、管理運営を前提した設計、建設が可能となり、事業期間全体を考慮した効率化が実現可能となる。

(2) 性能発注 (アウトプット使用)

NPM (New Public Management) の特徴の一つとして、業績 (performance) を改善するためには、実施主体に可能な限り裁量を与え、自由に組み合わせる仕組みが必要との考え方がある。性能発注はまさにこの裁量の余地を最大に与えるという発想の流れにあると考えられる。公共部門主体の従来型の方法の場合、施設や建物の細かな仕様について指定をし、建設業者はその使用に基づいて施設や建物を建設することになり、そこに民間事業者の創意工夫を発揮させることは難しかった。しかし、性能発注の場合、細かなインプット仕様ではなく、アウトプット仕様なので、例えば建物の面積と収容人数は指定するが、その間取りやエレベーターの位置や空間利用の仕方は民間事業者に任されることになる。ここで新たな技術や創意工夫を発揮できる余地が生じることになる。

(3) 民間へのリスク移転

PFI において従来型と比較して、なぜより高い VFM を達成できるのかの最大の理由は、従来型の方式においては公共部門が負担していたリスクを民間に移転させ、民間事業者が自らの技術と創意工夫によって、そうしたリスクを出来る限り最小化するよう努力することによるとされる。このリスク移転を担保する仕組みとして、業績に基づく支払いメカニズム (Performance-based Payment Mechanism) が設定される。予め公共部門と民間事業者との間で取り決められた業績基準に基づき、もしそうした業績基準を下回った場合、ペナルティとして公共部門からの支払い金額が削減される。こうした支払い削減を極力回避するために、事業を受託した民間事業者は業績基準を守るインセンティブを持つことになる。工期の遅れ、コスト超過、何らかの瑕疵といったリスクが起きることを最小にする仕組みである。

(4) 民間金融機関の事業精査と監視

民間資金を利用する意義はどこにあるのか。下で述べるように、公共部門の公債発行による資金調達金利と比較して、民間資金を利用することは個々のプロジェクト・リスクの度合いを反映した金利水準となり、明らかに公債発行での調達金利よりも高い。これは、VFM 改善とは逆に作用する。しかしながら、それでも民間資金を利用する理由について、熊谷 (2007) は次のように説明している。「事業資金調達を民間事業者に任せることによって、金融機関が事業の

複雑性や事業者のリスク管理方法の妥当性を含めて、事業内容を厳しく審査してくれるので事業計画が適切なものになる。(中略)金融機関は、PFI 事業が破綻する要素を計画段階で取り除くという観点から事業審査を行うべきであり、必要に応じて事業契約の条件を求める役割も果たすべきだ。そうすれば、サービスの品質と支払が連動しているため、サービスの品質向上も期待できるし、事業採算性や事業安定性に問題が生じた場合にも金融機関が事業介入して事業を立て直しやすくなる。民間資金を利用する理由はここにある。』⁸⁾すなわち、民間金融機関に事業が計画通りに進展するためのチェックと監視の役割があるという。

Ⅲ. PFI に対する批判と PFI の問題点

こうした PFI の仕組みと想定されるメリットに対して、いくつかの点に関して国内外において厳しい批判が存在する。そうした批判の中で主なものは次の通りである。

- ①民間資金を利用する場合、公共部門（国・地方自治体）が公債発行によって資金を調達する従来型に比べ、民間資金の方が調達金利が高いため、結果的に割高となる。また、これは民間事業者（特に金融機関）の利益となる。
- ②VFM を算出する PSC の計算根拠が明確でない。特に民間へ移転されるリスクの金銭価値化の根拠とライフ・サイクル・コストの純現在価値化する際に用いられる割引率の根拠が明確でない。
- ③契約締結後、運営段階で計画通りの VFM が実現できているかの検証がない、もしくは検証結果が公表されていないため、国民や住民にとって PFI が従来型の実施方法に比べて真に効率的かつ効果的か判断できない。

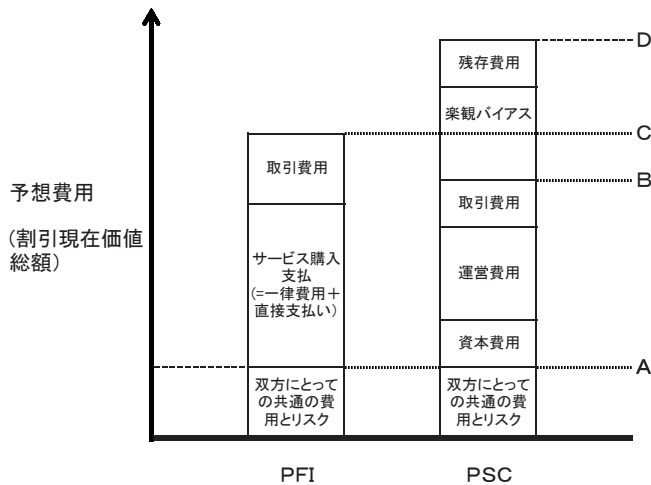


図1 PFI と PSC の比較による VFM 算出の概念図

(出所) Coulson, Andrew(2009) VALUE FOR MONEY IN PFI PROPOSALS:A COMMENTARY ON THE UK TREASURY GUIDELINES FOR PUBLIC SECTOR COMPARATORS, p489.

まず、上記の①および②の点について、イギリス財務省が2004年、2006年に公表した一連のPFIガイドンス⁹⁾に関してCoulson (2008)が興味深い指摘をしている。Coulson (2008)は英財務省のガイドンスに基づき、図1に示されているように公共部門主体の従来型の事業方式(PSC)とPFIでの費用算出の概要を整理している。

VFMの計算は公共部門主体であろうと、PFIであっても共通のコストがまず設定され、実質的にAがスタート・ポイントになるとする。PSCにおける資本費用と運営費用に相当するのがPFIにおけるサービス購入支払いである。これに取引費用をそれぞれに加え、さらにPSCには当初計画と比べて費用オーバー(例えば建設費)となったり、工期が遅れたりする傾向があるため、こうした費用を「楽観バイアス(Optimism biases)」という費目で、また契約期間後半あるいは終盤において施設(建物)が良好な状態を保つための大規模修繕費が必要との観点からこれに要する費用を残存費用として加えることにしている。結果的に、取引費用の差、楽観バイアス、残存費用によりPSCの方が高くなりがちとなる。

しかし、Coulson (2008)は、①公共部門主体の従来方式であっても、楽観バイアスを極力抑える固定価格契約を民間事業者と行うことは可能であり、過年度の好ましくない経験をただ単にもとにするだけで、従来方式において費用抑制の改善の余地・機会を全く考慮しないことは適切でない、②PFIにおいて民間事業者が経営破綻し、代替りの事業者を新たに見つける、あるいは直営でサービスで継続しなければならないリスクが全く考慮されておらず、こうしたリスクも金銭価値化してPFI費用に加えられるべき、③PFI事業者選定の最終段階で1社しか残らなかった場合、最終契約締結において、あるいは長期の契約期間中にその独占的立場を利用して契約通りではなく、むしろその会社の利益増大となるよう行動するインセンティブを持つため、そうしたリスクも金銭価値化してPFI費用に加えられるべき、④PFIと比較して公共部門主体の従来方式の場合、定期的なメンテナンスが不足する傾向があるため、施設(建物)の質をPFIにおけるものと同様に一定水準にするための費用を想定している。このため、PSCでは契約期間の最終年にこうした費用、すなわち残存費用を加えている。しかし、その金額は当初の資本費用の35%もしくは70%と大きく、これを現在割引価値にするための割引率は3.5%と低めに設定されているため、後年度にこうした費用をPSCに計上することは、PFI費用をPSCよりも低くすることにつながっている、⑤民間へのリスク移転について、より多くのリスクが民間へ移転されればされるほど、民間事業者の株式保有者はより高い収益率を求めるため、PFIでの事業実施はより高い費用がかかるものとなる一方で、建物の建設終了後以降はプロジェクト・リスクは減少するが、この点がPSCの計算に反映されていない、としている。つまり⑤の指摘は、PSC、PFI両方のコストを大きくしていることを示唆しているものと考えられる。

Pollock and Price (2008)は、PFIが政府の公債と比較して民間資金を利用することは調達金利の差からコスト的に割高となるものの、民間のイノベーションや創意工夫と民間へのリスク移転により、金利差に由来するコスト増分を相殺する以上のコスト削減が可能としていることについて、NAO(National Audit Office、英会計検査院)が公表しているレポートに基づき検証した結果、そうした民間へのリスク移転の監査結果はごくわずかであり、PFI総件数のほとんど

はリスク移転についての監査は行われておらず、民間へのリスク移転に基づく政府の主張を裏付けるものとはなっていないと指摘している。¹⁰⁾

また、PSC について、Hellowell and Pollock (2009) は、多くの事業において、PSC と PFI を比べて、もし PFI が割高となると、予算不足からその事業が実施不可能となり、事実上 PFI が唯一の資金源であることから、事業担当者は PSC をより高くするようなインセンティブを持つとしている。さらに前 NAO 副部長のジェレミー・コールマン氏の「多くの VFM 評価はまやかしの正確さ (spurious precision) に過ぎず、わけのわからない偽りの科学 (pseudo-scientific munbo-jumbo)」というコメントを引用し、PSC の算出根拠と VFM テストに疑問を投げかけている。¹¹⁾

日本においても、入谷 (2009) や総務省 (2007) が PSC と PFI 費用による VFM テスト、割引率等について問題点を指摘している。

たとえば、総務省 (2007) は、VFM テストにおいて、「民間が事業を実施する場合の費用 (PFI の LCC) の算定に当たって、事業者の創意工夫が期待できるとして、官が事業を行う場合の費用に一定のコスト削減率を乗じているが、コスト削減率をどのように設定するかによって VFM は大きく変化する。このため、VFM の公表時において、コスト削減率やその設定根拠を明らかにすることが、PFI 方式を採用したことの妥当性を第三者が検証できるようにする観点から重要である。しかし、コスト削減率の明確な設定根拠を示しているものは、調査対象事業 147 件中 2 件のみであった。」¹²⁾と指摘している (表 1)。

表 1 コスト削減率の公表状況

(単位：件、%)

事項	事業数	
コスト削減率及びその設定根拠 (聞き取り調査、既存の同種類施設の実績、他の同種 PFI 事業の実績、関係事業者の参考見積、建設費等の市場調査等) を公表しているもの	2 (1.4)	
コスト削減率及び明確なその設定根拠を公表していないもの	コスト削減率のみ公表しているもの	2 (1.4)
	設定根拠のみ公表しているもの	26 (17.7)
	コスト削減率を設定したとしているが、一括発注・性能発注により事業者の創意工夫が見込めることのみを理由とし、明確な設定根拠を公表していないもの	117 (79.6)
	小計	145 (98.6)
合計	147 (100)	

(注) 1 総務省の調査結果による。

2 () 内は合計に占める割合である。

(出所) 総務省「PFI 事業に関する政策評価—効果の把握結果—」2007 年

そもそも PFI であるから、費用が低下するという前提を置いて一定のコスト削減率をかけてしまうこと自体、どれほどの妥当性があるのか。本来客観的に検証されなければならないものであろう。

また、現在割引価値のライフ・サイクル・コストを算出するために用いられる割引率についても、その適用根拠が明確でなく、公表している例もわずかであることを指摘し、さらに適用される割引率の数値によって、VFMが大きく影響を受けることから、割引率とその適用根拠を明らかにすることが妥当性を第三者が検証するために重要との指摘をしている。¹³⁾

割引率をどのように設定するかは明確な答えがないため、どの数値が正しいということは一概には言えないが、国土交通省が平成16年に示した4%という数値を用いている事例がほとんどである。しかし、資本の機会費用との考え方に立てば、4%という数値は近年明らかに高いと思われる。割引率が高ければ高いほど、事業期間における後年度の金額(費用)は現在価値にすると小さなものとなる。上記のCoulson(2008)が指摘した最終年度に大規模修繕の残存費用を計上するといったことは日本ではあまり行われていないとみられるが、事業期間中のPSCとPFIのキャッシュ・フローの流れをみると、PSCでは建設費用が事業開始初年度から長くとも数年程度しか計上されず、この期間に比較的大きな費用がかかる。一方、PFIではサービス購入費という毎年度一定金額を民間事業者に支払うことを前提にしているため、各年度に金額が平準化されていることから、割引率が大きく影響し、初期の頃の金額はPSCよりも小さく、後年度の金額はPSCより大きな金額が割引率の影響で小さな金額になることにより、現在価値で換算したPFIの総費用を有利にするといった傾向がある。したがって、高めの割引率を適用することは明らかにPFIでの事業実施に有利な結果がでることになりやすい。総務省(2007)は現実の国債利回りを割引率として適用した場合、VFMが実際のプロジェクトで判断の根拠とされた金額よりも小さくなる、もしくはPSCよりも大きくなり、PFIの方がむしろ割高となりうることを示している(表2、3)。

また、総務省(2007)はさらに民間事業者選定時において、約3割の事業がVFMに関する情報を公表していないことを指摘し、VFMの妥当性について第三者が検証不可能となっており、説明責任の点から問題との認識を示している。¹⁴⁾

表2 割引率の変化によるVFMの変化

(単位: 百万円、%)

事業名	VFMが算定された年	実際のPFI事業に適用された割引率	実際のVFM額	VFMが算定された年の長期国債利回りの平均値	長期国債利回りの平均値で試算したVFM額
B1事業	平成13年	4.00	930 (100)	2.90	893 (96.0)
B2事業	15年	4.00	300 (100)	2.17	187 (62.3)
B3事業	16年	4.00	242 (100)	1.90	▲160 (▲66.1)
B4事業	17年	4.00	269 (100)	1.69	40 (14.9)

(注) 総務省の調査結果による。

(出所) 総務省「PFI事業に関する政策評価—効果の把握結果—」2007年

表3 個別事業の計算例

1 施設概要	教育文化施設（大学）
2 事業期間	14年（設計・建設期間1年、運営・維持管理13年）
3 施設の所有形態	RO
4 事業類型	サービス購入型
5 総事業費	約50億円
6 現在価値への割引状況	① 割引率4%で算出されている。 VFM額 2億4,200万円、VFM率 5.8% ② 上記①を割引率1.9%で当省が試算 VFM額 ▲1億6,000万円、VFM率 ▲3.7%

<算出表>

(割引率4%の場合)

(単位：百万円)

事業年度	1	2	3	4	5	6	7	8
従来の公共負担額（名目値）	1,711	1,370	757	51	51	51	52	54
従来の公共負担額（現在価値）	1,711	1,317	700	45	44	42	41	41
PFI公共負担額（名目値）	153	312	398	425	416	407	398	389
PFI公共負担額（現在価値）	153	300	368	378	356	335	315	296

事業年度	9	10	11	12	13	14	合計
従来の公共負担額（名目値）	55	55	55	58	61	63	4,444
従来の公共負担額（現在価値）	40	39	37	38	38	38	4,171
PFI公共負担額（名目値）	380	371	362	354	345	336	5,046
PFI公共負担額（現在価値）	278	261	245	230	215	202	3,929
VFM（名目値）							▲602
VFM（現在価値）							242

(割引率1.9%の場合)

(単位：百万円)

事業年度	1	2	3	4	5	6	7	8
従来の公共負担額（名目値）	1,711	1,370	757	51	51	51	52	54
従来の公共負担額（現在価値）	1,711	1,344	729	48	47	46	46	47
PFI公共負担額（名目値）	153	312	398	425	416	407	398	389
PFI公共負担額（現在価値）	153	306	383	402	386	370	355	341

事業年度	9	10	11	12	13	14	合計
従来の公共負担額（名目値）	55	55	55	58	61	63	4,444
従来の公共負担額（現在価値）	47	46	46	47	49	49	4,302
PFI公共負担額（名目値）	380	371	362	354	345	336	5,046
PFI公共負担額（現在価値）	327	313	300	288	275	263	4,462
VFM（名目値）							▲602
VFM（現在価値）							▲160

(出所) 総務省「PFI事業に関する政策評価—効果の把握結果—」2007年

Ⅳ. 考察

これまでみてきたように、PFIには、性能発注や業績に基づく支払いメカニズム、これに基づく民間へのリスク移転、ライフ・サイクル・コストのマネジメントを導入するなど民間事業者の創意工夫やイノベーションをうまく引き出す仕組みであることは理解できる。しかし、一方で、上記のように国内外を問わず、そのVFMを算出する方法、情報公開のあり方が問題視されているのも事実である。日本においては、総務省(2007)の指摘を受けて、内閣府のPFI推進委員会は、2008年にVFMに関するガイダンスの改訂版を公表し、その中で特にPFIによって事業を実施する根拠となるPSCとVFMテストの計算過程について、これまで以上に詳細な情報を公開するよう求めているが、コスト総額の各費用項目が明らかにされたとしてもその数値自体の妥当性は研究者も含めて一般の人々には判断不可能である。これをどのように考えるか。

上で扱った国内外のPFIの批判の中で明確にされていないことの一つに民間資金を利用することの是非がある。国や地方自治体の発行する公債より民間資金の調達金利が高いにもかかわらず、PFIにおいて民間資金を利用する理由として、熊谷(2007)が主張するように民間金融機関が政府・自治体では困難であろうと考えられる事業審査と事業遂行の監視の役割を果たすことが挙げられ、これは一理あると思われるが、すべての費用を民間資金でまかなう必要があるかという問題がある。もしないとすれば、どの程度民間資金でどの程度政府調達資金であることが適切かといったことが検討される必要があるのではないか。つまり銀行が果たす役割の大きさに見合った民間資金の利用とし、それ以外は公債発行による資金調達ということも検討されてもよいのではないかと考えられる。なぜなら、事業ごとに金融機関の果たす役割の重要度は異なると考えるのが自然だからである。

また、PSCにおけるリスクの金銭価値化の根拠も明確ではない。イギリスにおいても、日本のVFMガイダンスにおいても、想定費用にリスク実現の確率を乗じて期待値を算出することによって、各リスクの金銭価値化を行うことにしているものの、リスクが実現する確率をピンポイントで特定できるのか。また、リスクが実現した時に追加的にかかるコストを予め想定できるのか。そこに恣意性は完全に排除可能なのか、といった問題がある。

さらに、内閣府のVFMガイダンスによると、PSCに間接費も含めることになっている。しかし、そうであるならば、PFIで事業を実施する場合においても、負担しなければならない費用、すなわち不可避コスト(管理職の給与やPFIであろうと従来型であろうと負担しなければならない事務所経費など)をPFI費用にも含めることが必要になる。従来方式で実施した場合とPFIで実施した場合で民間にリスクを移転し、従来型の費用からPFI費用に切り替わるものと、切り替わらずPFIであっても引き続き、国や地方自治体が負担しなければならない費用を含めて計算しなければ、公平なコスト比較となはならない。

これまでみてきたようなテクニカルな方法上の問題とは異なるレベルでPFIを考察しようとした場合、PFIを最も大きな枠組みでとらえると、PFIの最大の課題は理論(theory)、方法(methodology)、実践(implementation)間において未だ埋めることができていないギャップが

存在するということだと思われる。理論上は有効なツールであると考えられるものの、それを実施に移すための方法が確立されているとは言い難い。上で議論したようにPSC算出や割引率を用いたVFMテストには中立性、客観性に問題があることは確かであり、今後の改善が待たれるところである。

しかし、こうした問題があるからといって、PFIそのものを全否定することも現時点では時期尚早であろう。従来型と比べ、民間の創意工夫やイノベーションをより一層引き出す仕組みであることも多くの人々が理解していることと思われる。

今後のPFIという仕組みを改善する一つの大きな方向性としては、テクニカルな面での課題克服とともにVFMの計算の透明化だと思われる。地方自治体あるいは地方自治体のアドバイザーであるコンサルティング担当者といった一部の人たちを除いて、PFIプロジェクトが真にVFMを実現できているかどうかかわからない。総務省(2007)が指摘しているように、PSCの数値の根拠と計算の妥当性を第三者にもチェックできるように明らかにすることが必要である。さらにいえば、何を持ってVFMが得られていると国民、地方自治体住民が判断および認識できるのかということについては、特定事業の選定の際および最終的な民間事業者の選定の際に外部評価のプロセスを入れることが重要であると考ええる。現在でも審査委員会を設置して審査を行った結果に基づいて、PFIでのプロジェクトの推進および実施主体となる民間事業者の選定が行われている。しかし、提示されるPSCの数値は既に計算されたものであり、その妥当性について審査委員会で議論されることはないだろう。国や地方自治体がPFIで事業実施を検討する際、通常、民間のアドバイザーと契約し、PSCとVFMの計算を依頼しているケースが大半である。しかし、彼らは国や地方自治体が雇ったアドバイザーであり、そうしたクライアントの要望を受けてそれを実現させる立場にある。真に国民や地域住民にとって低廉でより質の高い公共サービスを享受できるようにするためには、国や地方自治体の意図とは別に、純粋に客観的かつ中立的にPSCおよびVFMの精査を行う監査的な役割を担う第三者機関による外部評価のプロセスを設定することが何よりも重要であると考えられる。

注

- 1) 内閣府 PFI 推進委員会ホームページ
 < <http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai7.html> > 2010年11月13日最終アクセス
- 2) 尾林芳匡・入谷貴夫『PFI 神話の崩壊』自治体研究社、2009年、211頁
- 3) 内閣府民間資金等活用事業推進室「PFIの現状について」平成22年9月1日
 < <http://www8.cao.go.jp/pfi/pdf/220630pfiidata.pdf> > 2010年11月13日最終アクセス
- 4) HM Treasury ホームページ
 < http://www.hm-treasury.gov.uk/ppp_pfi_stats.htm > 2010年11月13日最終アクセス
- 5) 内閣府民間資金等活用事業推進室 (PFI) 推進室ホームページに基づく。
 < <http://www8.cao.go.jp/pfi/aboutpfi.html> > 2010年11月13日最終アクセス
- 6) PFIの仕組みとメリットを解説している文献は数多いが、例えば、Arthur Andersen and Enterprise LSA

- (2000) *Value for Money Drivers in the Private Finance Initiative*.
- 7) Private Finance Panel (1995) *Private Opportunity, Public Benefit*, PFP-7/E.
- 8) 熊谷弘志 『脱「日本版 PFI」のスプレッドリスク移転で解き明かす PFI の真の姿』 相模書房、2009 年、45 頁
- 9) HM Treasury (2004a) *Value for Money Assessment Guidance*, HM Treasury.
HM Treasury (2004b) *Quantitative Assessment User Guide*, HM Treasury.
HM Treasury (2006a) *PFI: Strengthening Long-Term Partnerships*, HM Treasury.
HM Treasury (2006b) *Value for Money Assessment Guidance*, HM Treasury.
現在は次の HM Treasury のサイトで 2006 年のものは入手可能。
< http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20100407010852/http://www.hm-treasury.gov.uk/ppp_keypolicy_index.htm >
< http://www.hm-treasury.gov.uk/ppp_vfm_index.htm > 2010 年 11 月 13 日最終アクセス
- 10) Pollock, Allyson M. and David Price (2008) “Has the NAO Audited Risk Transfer in Operational Private Finance Initiative Schemes?”, pp.177-178.
- 11) Hellowell, Mark and Allyson M. Pollock (2009) “The Private Financing of NHS Hospitals: Politics, Policy and Practice”, p.15.
- 12) 総務省「PFI 事業に関する政策評価－効果の把握結果－」2007 年、4 頁
- 13) 具体的には次の通り。「官が実施する場合の費用 (PSC) と PFI の LCC とを比較するには、長期国債利回りの過去の平均値等を用いた割引率で現在金銭価値に換算する必要があるが、割引率の違いによって VFM は大きく変化する。このため、VFM の公表時において、割引率及びその設定根拠を明らかにすることが PFI 方式を採用したことの妥当性を第三者が検証できるようにする観点から重要である。しかし、適用した割引率の設定根拠を示している事業は調査対象事業中 2 件 (1.4%) であり、その 2 件についても、国土交通省が作成した「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」において示された割引率 (4%) を引用しているに過ぎない。」(同上、6 頁)
- 14) 同上、10-11 頁

参考文献・資料

- Arthur Andersen and Enterprise LSA (2000) *Value for Money Drivers in the Private Finance Initiative*.
- Coulson, Andrew (2008) “Value for Money in PFI Proposal: A Commentary on the UK Treasury Guidelines for Public Sector Comparators”, *Public Administration* Vol. 86, No.2.
- OECD (2008) *Public-Private Partnerships IN PURSUIT OF RISK SHARING AND VALUE FOR MONEY*, OECD Publishing.
- Hellowell, Mark and Allyson M. Pollock (2009) “The Private Financing of NHS Hospitals: Politics, Policy and Practice”, *Economic Affairs*, Vol. 21, Issue 1, Institute of Economic Affairs.
- Hellowell, Mark and Allyson M. Pollock (2010) “Do PPPs in Social Infrastructure Enhance the Public Interest? Evidence from England’s National Health Service”, *Australian Journal of Public Administration*, Vol. 69, No.51.
- Pollock, Allyson M. and David Price (2008) “Has the NAO Audited Risk Transfer in Operational Private Finance Initiative Schemes?”, *Public Money & Management*, June.
- Private Finance Panel (1995) *Private Opportunity, Public Benefit*, PFP-7/E, HM Treasury.

入谷貴夫「第6章 PFIの基本問題と財政」、尾林芳匡・入谷貴夫『PFI神話の崩壊』自治体研究社、2009年
熊谷弘志『脱「日本版PFI」のスメーリスク移転で解き明かすPFIの真の姿』相模書房、2007年
総務省「PFI事業に関する政策評価－効果の把握結果－」2007年

< http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisakunaiyo/pdf/070528_2_1-3.pdf >

内閣府PFI推進委員会ホームページ < <http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai7.html> >

内閣府PFI推進委員会「VFM（Value for Money）に関するガイドライン」平成20年7月15日改訂

< http://www8.cao.go.jp/pfi/guideline3_v.pdf >